

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会傍聴要領

第1 趣旨

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴手続

傍聴の受付開始は、会議の開会時刻の30分前からとする。

- 2 審議会の傍聴を希望する者は、傍聴申出書（様式第1号）を会議の開会までに審議会の会長（以下「会長」と言う。）に提出し、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

第3 定員

傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

第4 傍聴証の交付及び返還

会長は、傍聴申出書の提出があった者に対し、傍聴証を交付する。ただし、傍聴を申し出た者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴証を交付する。

- 2 傍聴証の交付を受けた者（以下「傍聴者」という。）は、傍聴証の交付を受けた目に限り、会議を傍聴することができる。
- 3 傍聴者は、傍聴中常に傍聴証を携帯しなければならない。
- 4 傍聴者は、傍聴を終えたときは、直ちに傍聴証を返還しなければならない。

第5 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 会議の妨害となる器物等を携帯している者
(2) 酒気を帶びている者
(3) その他、会議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすおそれがある者

第6 遵守事項

傍聴者は、傍聴するときは静粛を旨とし、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明すること。
(2) 飲食又は喫煙すること。
(3) 携帯電話の使用並びに録音、撮影等を行うこと。

(4) その他、会議の妨害となるような行為をすること。

第7 会長の指示

傍聴者は、すべて会長の指示に従わなければならない。

第8 退場

傍聴者は、次に掲げる事項に該当した場合は、退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣告し、傍聴者の退場を命じたとき
- (2) 傍聴者が遵守事項に違反し、会長が退場を命じたとき

附 則

この要領は、平成22年1月4日から施行する。

様式第1号

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会傍聴申出書

平成 年 月 日

和光都市計画事業

和光市駅北口土地区画整理審議会会長 あて

住 所

申出者

氏 名

年 月 日に開催される和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会の会議を傍聴したいので申し出ます。

なお、傍聴に際しては、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会傍聴要領を遵守することを誓約します。

	受付番号	第 号
	受付年月日	年 月 日

(表 面)

第 号

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会

傍 聴 証

傍聴が終わったときは、事務所へ返還してください。

(裏 面)

傍聴者は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明すること。
- (2) 飲食又は喫煙すること。
- (3) 携帯電話の使用並びに録音、撮影等を行うこと。
- (4) その他、会議の妨害となるような行為をすること。